

会津若松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口 (平成 23 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/ A	(参考) 22 年度人件費率
23 年度	124,978 人	47,356,878 千円	1,278,841 千円	8,184,623 千円	17.3 %	16.8 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

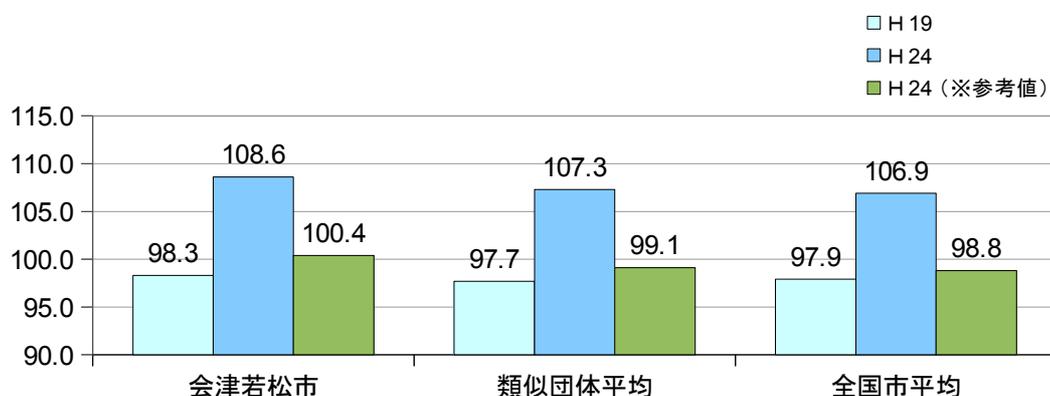
	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体 1 人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23 年度	887 人	3,495,091 千円	756,581 千円	1,245,110 千円	5,496,782 千円	6,197 千円	6,293 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成 23 年 4 月 1 日現在の人数です。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況（平成24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200	372,300	420,800
最高号給の給料月額	247,900	313,700	361,500	396,000	410,900	438,400	464,700	487,200

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	42.7歳	332,100円	401,100円	361,200円
国	42.8歳	304,944円 (329,917)	—	372,906円 (401,789)
類似団体	43.1歳	331,638円	406,153円	373,603円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
会津若松市	50.8歳	83人	352,500円	394,800円	370,900円
うち清掃職員	48.6歳	23人	347,900円	386,700円	376,100円
うち学校給食員	53.3歳	18人	382,600円	395,900円	394,000円
うち用務員	51.3歳	13人	348,000円	382,400円	359,700円
うち自動車運転手	50.3歳	17人	337,300円	400,200円	358,700円
その他	51.5歳	12人	342,400円	414,200円	356,400円
国	49.7歳	3,479人	270,465円 (285,030)	—	307,506円 (323,181)
類似団体	48.6歳	71人	324,908円	371,761円	353,235円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	163,987 円 (172,200)
	高校卒	142,500 円	146,900 円	133,418 円 (140,100)
技能労務職	高校卒	142,500 円	155,250 円	130,656 円 (137,200)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

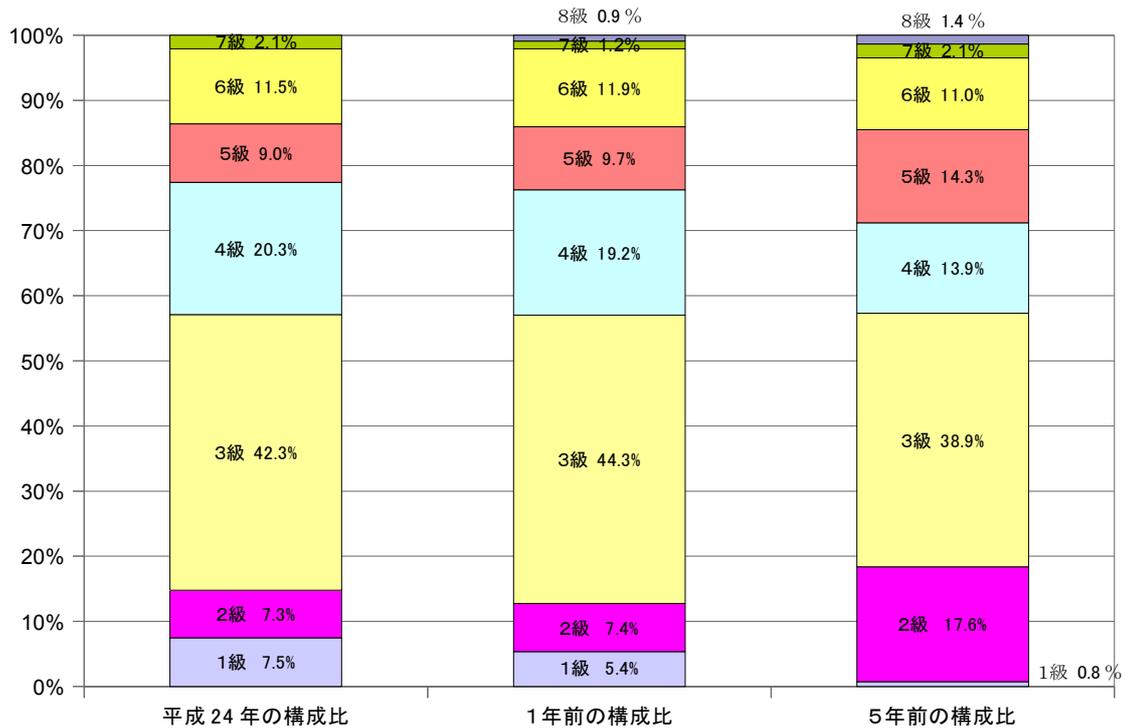
		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大学卒	279,759 円	319,806 円	366,020 円
	高校卒	— 円	281,460 円	322,877 円
技能労務職	高校卒	— 円	301,450 円	351,567 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	・ 定型的な業務を行う職務	人 50	% 7.5
2 級	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 49	% 7.3
3 級	・ 副主幹又はこれに相当する職務 ・ 主査又はこれに相当する職務	人 283	% 42.3
4 級	・ 主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	人 136	% 20.3
5 級	・ 困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	人 60	% 9.0
6 級	・ 企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・ 課長の職務又はこれに相当する職務	人 77	% 11.5
7 級	・ 部長の職務又はこれに相当する職務 ・ 重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務	人 14	% 2.1
8 級	・ 重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務	人 —	% —
計		人 669	% 100.0

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

① 昇給の実施時期

平成 24 年 1 月 1 日

② 勤務成績の証明

所属長が過去 1 年間の勤務成績を反映し証明します。

③ 昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない 5 つの区分とし、一般行政職 665 名中育児休業者の 1 名を除いて①区分が 33 名 (5.0%)、②区分が 109 名 (16.4%)、③区分が 484 名 (72.9%)、④区分が 6 名 (0.9%) ⑤区分が 32 名 (4.8%) の決定となりました。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (23年度普通会計) 1,404千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,644千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当の状況 (平成24年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (23年度) 自己都合 15,710千円 勸奨・定年 27,793千円	— —
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当の状況 (平成24年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績（23年度普通会計決算）	237,180 円
支給職員1人当たり平均支給年額（同上）	4,235 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	6.3 %
手当の種類（手当数）	5種類

手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	回収1体又は焼却1回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理事業に従事したとき	処理1体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績（23年度普通会計決算）	362,997 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	459 千円
支給実績（22年度普通会計決算）	346,629 千円
職員1人当たり平均支給年額（同上）	435 千円

(6) その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	国制度との同異	国との制度と異なる内容	支給実績（23年度普通会計決算）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外 ・1人目（配偶者あり） 6,500 円 ・1人目（配偶者なし） 11,000 円 ・2人目以降 6,500 円 ・特定期間加算 5,000 円	
	同		109,296 千円	241,800 円

住居手当	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・ 11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2		
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	38,417千円	303,288円
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給		
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	53,826千円	82,008円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円		
	同		—千円	—円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の8級職員 84,600円 ・部長相当職の7級職員 79,700円 ・企画副参事相当職の7級職員 66,400円 ・企画副参事相当職の6級職員 62,300円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹相当職の職員 45,700円		
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	67,247千円	706,008円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給料額の135/100の額		
	同		11,982千円	218,196円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当たりの給料額の25/100の額		
	同		—千円	—円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円		
	異	特別の宿日直手当を支給	—千円	—円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額		
	同		55,339千円	68,405円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求められたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき 5,140円~6,620円		
	同		—千円	—千円

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給料	市長	1,008,000円		
	副市長	809,000円		
報酬	議長	553,000円		
	副議長	513,000円		
	議員	481,000円		
期末手当	市長 副市長	(23年度支給割合) 2.90月分		
	議長 副議長 議員	(23年度支給割合) 2.90月分		
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×46/100	(1期の手当額) 22,256,640円	(支給時期) 任期毎
	副市長	給料月額×在職月数×30/100	11,649,600円	任期毎

(注) 1 市長の給料は現在、504,000円（平成23年10月1日から平成27年8月6日まで）となっています。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

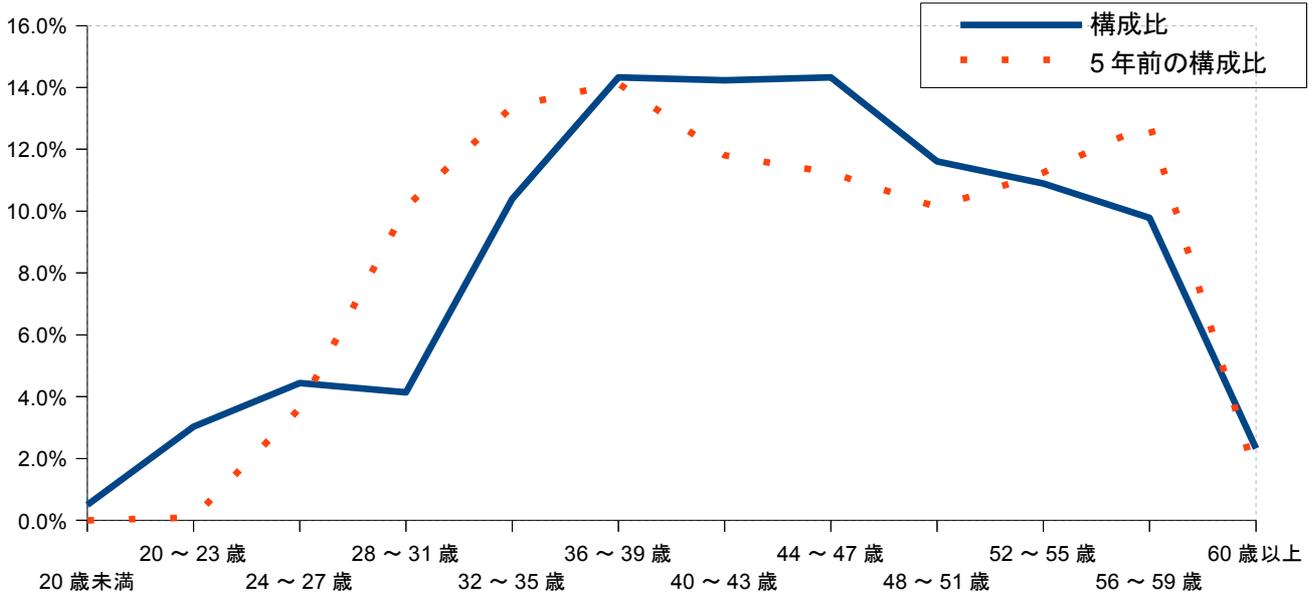
（各年4月1日現在）

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成23年	平成24年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政	議会	11	11		
		総務	212	208	▲4	事務執行体制の見直しによる減
	部 門	税務	69	68	▲1	固定資産評価替え業務の終了による減
		民生	132	139	7	任期付保育士の配置
		衛生	76	79	3	原発事故対応による業務増 健診業務の一部移管
		労働	3	3		
		農水	48	48		
		商工	34	34		
		土木	127	128	1	耐震化事業等の業務増
	小計	712	718	6	参考：人口1万人当たり職員数 57.45人 (類似団体人口1万人当たりの職員数47.85人)	
教育	149	151	2	育休任期付職員の配置		
消 防						
小 計	861	869	8	参考：人口1万人当たり職員数 69.53人 (類似団体人口1万人当たりの職員数66.28人)		
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	37	37		民間委託業務の定着による減	
	下水道	29	27	▲2	育休復帰に伴う育休任期付職員の減 退職不補充	
	その他	59	58	▲1	健診業務の一部移管による減	
	小 計	125	122	▲3		
合 計		986	991	5		
		[1,171]	[1,171]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）。

2 [] 内は、条例定数の合計（教育長を含む）。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	5人	30人	44人	41人	103人	142人	141人	142人	115人	108人	97人	23人	991人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）。

(3) 職員数の推移

部門別	年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の	
								増減数	増減率
一般行政		729	727	720	715	712	718	-11	-1.5%
教育		191	169	159	155	149	151	-40	-20.9%
消防									
普通会計計		920	896	879	870	861	869	-51	-5.5%
公営企業等会計計		156	158	152	128	125	122	-34	-21.8%
総合計		1,076	1,054	1,031	998	986	991	-85	-7.9%

(4)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併前の年については、合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)22年度の総 費用に占める職 員給与比率
23年度	千円 2,774,308	千円 821,110	千円 294,463	% 10.61	% 12.23

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
23年度	人 37	千円 149,539	千円 23,283	千円 54,869	千円 227,691	千円 6,154	千円 6,351

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成24年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	42歳 8月	350,211 円	512,833 円
団体平均	45歳 4月	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		(参考) 普通会計	
1人当たり平均支給額 (23年度)		1人当たり平均支給額	
1,483 千円		1,460 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分
(1.40 月分)	(0.65 月分)	(1.40 月分)	(0.65 月分)
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況（平成24年4月1日現在）

水道事業			(参考) 普通会計		
1人当たり平均支給額 (23年度)			1人当たり平均支給額 (23年度)		
自己都合	— 千円		自己都合	15,710 千円	
勸奨・定年	— 千円		勸奨・定年	27,793 千円	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）
なし

エ 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（23 年度決算）				21 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（同上）				815 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（22 年度）				70.27 %
手当の種類（手当数）				4 種類
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価	
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分 1 件につき 300 円	
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2 直、3 直の勤務につき それぞれ 1 回 800 円	
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務 1 日につき 150 円	
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業に従事したとき	勤務 1 日につき 100 円	
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円	
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円	

オ 時間外勤務手当

支給実績（23 年度水道事業会計）	6,954 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	217 千円
支給実績（22 年度水道事業会計）	9,505 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	250 千円

カ その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（23 年度水道事業会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖父母 ④ 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者		○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外 ・ 1 人目(配偶者あり) 6,500 円 ・ 1 人目(配偶者なし) 11,000 円 ・ 2 人目以降 6,500 円 ・ 特定期間加算 5,000 円	
	同		5,955 千円	258,913 円
住居手当			【借家】 ・ 月額 20,500 円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500 円	

		・月額 20,500 円を超える家賃（支給限度額 27,000 円）・・・11,000 円 +（家賃月額－20,500 円）×1/2
	同	2,347 千円 260,733 円
通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤するとした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること	① 運賃相当額が 51,000 円以下については運賃相当額 ② 距離区分に応じて支給
	同	2,465 千円 79,510 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	基本額 23,000 円、距離に応じた加算額 6,000 円～45,000 円
	同	－ 千円 － 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職(8 級)84,600 円、部長相当職(7 級)79,700 円、企画副参事相当職(7 級)66,400 円 企画副参事相当職(6 級)62,300 円、課長相当職 54,000 円、総務主幹相当職 45,700 円
	同	2,874 千円 718,569 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当りの給料額の 135/100 の額
	同	20 千円 6,735 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当りの給料額の 25/100 の額
	同	－ 千円 － 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務 1 回につき 4,200 円
	同	－ 千円 － 円
寒冷地手当	基準日（毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同	2,667 千円 74,094 円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1 日 3,970 円 その他の施設 滞在する期間により 1 日につき 5,140 円～6,620 円
	同	－ 千円 － 千円

（千円未満四捨五入）